

令和元年7月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

7月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 39 号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	1
議案第 40 号	令和 2 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について・・・・・・・・	11

議案第39号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和元年7月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、八戸市公民館等の使用料について所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、八戸市公民館等の使用料について所要の改正をするための
ものである。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中表の部分の部分を次のように改める。

使用時間区分 使用内容区分			基本区分			複合区分			
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホ ル	入場料を徴収しない場合	平日	円 10,900	円 18,190	円 23,040	円 29,090	円 41,230	円 52,130	
		土曜日 休日	12,130	21,830	29,100	33,960	50,930	63,060	
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	12,130	20,620	26,680	32,750	47,300	59,430	
		土曜日 休日	14,550	23,040	31,540	37,590	54,580	69,130	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,550	21,820	29,100	36,370	50,920	65,470	
		土曜日 休日	16,970	26,680	33,950	43,650	60,630	77,600	
	2,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,970	30,330	41,250	47,300	71,580	88,550	
		土曜日 休日	23,040	40,030	49,740	63,070	89,770	112,810	
	3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	24,270	40,020	52,160	64,290	92,180	116,450	
		土曜日 休日	27,890	47,330	63,090	75,220	110,420	138,310	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	27,890	48,530	63,090	76,420	111,620	139,510	
		土曜日 休日	35,190	59,460	76,450	94,650	135,910	171,100	
	楽	第一室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500
		第二室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500

屋	第三室	340	460	830	800	1,290	1,630
	第四室	340	460	830	800	1,290	1,630
展示室		5,800	5,800	5,800	11,600	11,600	17,400
展示ロビー		2,170	2,170	2,170	4,340	4,340	6,510
会議室	第一室	2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第二室	2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第三室	2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第四室	2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
和室	第一室	1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
	第二室	1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
講義室		3,120	3,120	3,120	6,240	6,240	9,360
調理実習室		2,410	2,410	2,410	4,820	4,820	7,230
附属設備		教育委員会が定める額					

別表第2の1の表備考第4項を次のように改める。

- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前項の規定に該当するときは、同項の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。

	「	「	
	円	円	
	1,470	1,490	
	1,220	1,240	
	730	740	
	1,470	1,490	
別表第2の2の表中	730	740	に改め、別表第2の3の表中
	600	610	
	730	740	
	600	610	
	730	740	
	600	610	
	」	」	

「1,270」を「1,290」に、「740」を「750」に、「15,890」を「16,180」に、「10,590」を

「10,780」に改め、別表第2の4の表中「610」を「620」に、「5,140」を「5,230」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の八戸市公民館条例第7条第1項の規定により受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前								
別表第2 （第10条関係）								別表第2 （第10条関係）								
1 八戸市公民館の使用料								1 八戸市公民館の使用料								
使用時間区分		基本区分			複合区分			使用時間区分		基本区分			複合区分			
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
使用内容区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	使用内容区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
		(略)								(略)						
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	10,900	18,190	23,040	29,090	41,230	52,130	入場料を徴収しない場合	平日	10,710	17,860	22,630	28,570	40,490	51,200
		土曜日	12,130	21,830	29,100	33,960	50,930	63,060		土曜日	11,910	21,440	28,580	33,350	50,020	61,930
		休日								休日						
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	12,130	20,620	26,680	32,750	47,300	59,430	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	11,910	20,250	26,200	32,160	46,450	58,360
		土曜日	14,550	23,040	31,540	37,590	54,580	69,130		土曜日	14,290	22,630	30,970	36,920	53,600	67,890
		休日								休日						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,550	21,820	29,100	36,370	50,920	65,470	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,290	21,430	28,580	35,720	50,010	64,300
		土曜日	16,970	26,680	33,950	43,650	60,630	77,600		土曜日	16,670	26,200	33,340	42,870	59,540	76,210
		休日								休日						
	2,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,970	30,330	41,250	47,300	71,580	88,550	2,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,670	29,780	40,500	46,450	70,280	86,950
		土曜日	23,040	40,030	49,740	63,070	89,770	112,810		土曜日	22,630	39,310	48,840	61,940	88,150	110,780
		休日								休日						

改正後								
	合							
	3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	24,270	40,020	52,160	64,290	92,180	116,450
		土曜日						
		休日	27,890	47,330	63,090	75,220	110,420	138,310
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	27,890	48,530	63,090	76,420	111,620	139,510
		土曜日						
		休日	35,190	59,460	76,450	94,650	135,910	171,100
楽屋	第一室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500
	第二室		460	830	1,210	1,290	2,040	2,500
	第三室		340	460	830	800	1,290	1,630
	第四室		340	460	830	800	1,290	1,630
展示室			5,800	5,800	5,800	11,600	11,600	17,400
展示ロビー			2,170	2,170	2,170	4,340	4,340	6,510
会議室	第一室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第二室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第三室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
	第四室		2,040	2,040	2,040	4,080	4,080	6,120
和室	第一室		1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
	第二室		1,540	1,540	1,540	3,080	3,080	4,620
講義室			3,120	3,120	3,120	6,240	6,240	9,360
調理実習室			2,410	2,410	2,410	4,820	4,820	7,230
(略)								

備考

1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

改正前								
	合							
	3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	23,830	39,300	51,220	63,130	90,520	114,350
		土曜日						
		休日	27,390	46,470	61,950	73,860	108,420	135,810
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	27,390	47,650	61,950	75,040	109,600	136,990
		土曜日						
		休日	34,550	58,380	75,060	92,930	133,440	167,990
楽屋	第一室		460	820	1,190	1,280	2,010	2,470
	第二室		460	820	1,190	1,280	2,010	2,470
	第三室		340	460	820	800	1,280	1,620
	第四室		340	460	820	800	1,280	1,620
展示室			5,700	5,700	5,700	11,400	11,400	17,100
展示ロビー			2,130	2,130	2,130	4,260	4,260	6,390
会議室	第一室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第二室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第三室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
	第四室		2,010	2,010	2,010	4,020	4,020	6,030
和室	第一室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560
	第二室		1,520	1,520	1,520	3,040	3,040	4,560
講義室			3,070	3,070	3,070	6,140	6,140	9,210
調理実習室			2,370	2,370	2,370	4,740	4,740	7,110
(略)								

備考

1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

改正後	改正前	
<p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 <u>使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前項の規定に該当するときは、同項の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。</u></p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p>	<p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 <u>使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分の1時間当たり料金の100分の150に相当する額とする。</u></p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p>	
使用区分	金額	
(略)		
ホール	床面積が200㎡を超えるもの	1,490
	床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの	1,240
	床面積が100㎡以下のもの	740
調理室		1,490
和室	床面積が70㎡以上のもの	740
	床面積が70㎡未満のもの	610
講座室・会議室	床面積が70㎡以上のもの	740
講座室・会議室	床面積が70㎡未満のもの	610
その他の室	床面積が70㎡以上のもの	740
その他の室	床面積が70㎡未満のもの	610
備考		
使用区分	金額	
(略)		
ホール	床面積が200㎡を超えるもの	1,470
	床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの	1,220
	床面積が100㎡以下のもの	730
調理室		1,470
和室	床面積が70㎡以上のもの	730
	床面積が70㎡未満のもの	600
講座室・会議室	床面積が70㎡以上のもの	730
	床面積が70㎡未満のもの	600
その他の室	床面積が70㎡以上のもの	730
	床面積が70㎡未満のもの	600
備考		

改正後	改正前																																												
<p>1 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p> <p>3 南郷公民館の使用料</p>	<p>1 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p> <p>3 南郷公民館の使用料</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td style="text-align: right;">1,290</td> <td rowspan="3">夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td style="text-align: right;">750</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">310</td> </tr> <tr> <td>その他の室</td> <td style="text-align: right;">210</td> <td>夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭に使用する場合</td> <td style="text-align: right;">16,180</td> <td>使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。</td> </tr> <tr> <td>映画会、演芸会等に使用する場合</td> <td style="text-align: right;">10,780</td> <td>使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	金額	摘要	(略)			大ホール	1,290	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。	大広間	750	調理室	310	その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。	冠婚葬祭に使用する場合	16,180	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。	映画会、演芸会等に使用する場合	10,780	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td style="text-align: right;">1,270</td> <td rowspan="3">夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td style="text-align: right;">740</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">310</td> </tr> <tr> <td>その他の室</td> <td style="text-align: right;">210</td> <td>夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭に使用する場合</td> <td style="text-align: right;">15,890</td> <td>使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。</td> </tr> <tr> <td>映画会、演芸会等に使用する場合</td> <td style="text-align: right;">10,590</td> <td>使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	金額	摘要	(略)			大ホール	1,270	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。	大広間	740	調理室	310	その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。	冠婚葬祭に使用する場合	15,890	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。	映画会、演芸会等に使用する場合	10,590	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。
使用区分	金額	摘要																																											
(略)																																													
大ホール	1,290	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。																																											
大広間	750																																												
調理室	310																																												
その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。																																											
冠婚葬祭に使用する場合	16,180	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。																																											
映画会、演芸会等に使用する場合	10,780	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。																																											
使用区分	金額	摘要																																											
(略)																																													
大ホール	1,270	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月から3月までは午後4時以降）は、5割増とする。																																											
大広間	740																																												
調理室	310																																												
その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。																																											
冠婚葬祭に使用する場合	15,890	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び配膳室とする。																																											
映画会、演芸会等に使用する場合	10,590	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び配膳室とする。																																											
<p>備考</p> <p>1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の数額とする。</p> <p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 南郷公民館分館の使用料</p>	<p>備考</p> <p>1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の数額とする。</p> <p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 南郷公民館分館の使用料</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">使用区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: right;">620</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	金額	(略)		ホール	620	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">使用区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: right;">610</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	金額	(略)		ホール	610	(略)																													
使用区分	金額																																												
(略)																																													
ホール	620																																												
(略)																																													
使用区分	金額																																												
(略)																																													
ホール	610																																												
(略)																																													

改正後		改正前	
全館	5,230	全館	5,140
備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。		備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。	

議案第 40 号

令和 2 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
令和 2 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を次のとおり採択する。

令和元年 7 月 29 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

令和 2 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を採択するためのものである。

種 目	発 行 者	教科用図書名
特別支援	県で示した採択例による	

